

別表第2（第6条関係）

補助対象となるリフォーム工事の内容		
補助対象工事	1	空家等の増改築工事
	2	給排水衛生設備、換気設備、電気・ガス設備工事
	3	屋根の葺き替え・塗装工事、屋上防水工事、外壁の張り替え・塗装・吹付工事
	4	床材・内壁材・天井材の張り替え又は塗装等の内装工事
	5	床・壁・天井・屋根の断熱改修等工事
	6	外部及び室内建具の取替え工事
	7	手すり設置、段差解消、廊下幅拡幅などのバリアフリー改修等工事
	8	台所、トイレ、浴槽・バスユニット・洗面台、シャワーの改修等工事
	9	キッチンユニットの取替工事
補助対象とならないリフォーム工事等の内容		
補助対象外工事等	1	建築資材・機器・設備・部品等を購入し、申請者自らが施工する工事
	2	移動又は取り外し可能な製品（ベッド、机、棚類など）の購入・設置に要する費用
	3	電化製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、食洗機、乾燥・除湿機、暖房・照明器具など）の購入・設置に要する費用
	4	電話、ケーブルテレビ、インターネット等の宅外回線引込工事
	5	障子・ふすま紙の貼り替え、畳の表替え・裏返し（畳の新調・取り替えは可）に要する経費
	6	カーテン、テーブルコンロなど、移設して容易に利用できる工事
	7	住宅と別棟の物置、車庫、カーポート等の工事

8	植栽、剪定等の造園工事、さく井工事
9	エントランス、門扉、塀、擁壁、舗装、土間コンクリート等の外構工事
10	白アリ駆除、その他の防虫や消毒液の薬剤散布又は塗布に要する費用
11	住宅の解体のみ行う工事
12	ハウスクリーニング及び排水管清掃に要する費用
13	公共工事の施工に伴う補償対象の空家等のリフォーム工事